

ご意見をください！

静岡市内に住む人、通勤・通学する人、または、市内の法人・団体は、どなたでも応募できます。

静岡市多文化共生のまち推進条例への意見募集

静岡市は、国籍や民族などが異なる人々が、互いの文化的ちがいを尊重し、ともにこのまちで安心して暮らすことができるよう、「静岡市多文化共生のまち推進条例」を制定し、相互理解と思いやりにあふれるまちづくりを進めていきます。

このたび、条例案の骨子をつくりましたので、市民の皆様からのご意見を募集します。

ご提出いただいたご意見は、案への反映を検討して、結果をまとめしだい公表します。

※ 住所、氏名など、応募者の個人情報等は公表しません。

1 意見募集期間

2022（令和4）年1月26日（水）～2月25日（金）

2 配付（閲覧）資料

- 意見募集案内 ※この用紙
- 意見応募用紙 [別紙]
- 「静岡市多文化共生のまち推進条例」制定の背景 [資料1]
- 「静岡市多文化共生のまち推進条例」案の骨子 [資料2]
- 多文化共生のまち推進イメージ [資料3]

パブリックコメントは、日本語のほか、英語、中国語、ベトナム語、ポルトガル語、やさしい日本語で実施します。


提出意見の言語は問いません。

3 配付（閲覧）場所

- 市国際交流課 [市役所静岡庁舎新館 17階]
- 各区の市政情報コーナー [葵区役所 1階、清水区役所 4階、駿河区役所 3階]
- 市ホームページ

4 意見の提出方法

次のいずれかの方法により、2022（令和4）年2月25日（金）までに、「意見応募用紙」を市国際交流課まで提出してください。

	提出方法	あて先等	受付について
ア	郵送	〒420-8602（住所不要） 静岡市国際交流課あて	2月25日の消印有効
イ	文書の持参	静岡市葵区追手町5-1 静岡市役所静岡庁舎新館 17階 国際交流課	平日 8:30～17:15
ウ	ファクシミリ	FAX 054-221-1518 ※送信票はいりません	24時間受付 2月25日 24:00 まで
エ	電子申請 	以下の URL または QR コードのページから、「パブリックコメント専用フォーム」に入力することで意見の応募が簡単できます。 静岡市多文化共生のまちづくり URL https://www.city.shizuoka.lg.jp/799_000146.html	24時間受付 2月25日 24:00 まで ※ただし、メンテナンス等で受けられない時間があります

※ 個人情報保護の観点から、電子メールでの提出は受けておりません。ご了承ください。

問い合わせ

静岡市 観光交流文化局 国際交流課
電話 054-221-1303 FAX 054-221-1518

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS

10 人や国の不平等をなくそう



17 パートナリシップで目標を達成しよう



静岡市は多文化共生社会の実現を目指しています。